

2011年12月16日

文部科学大臣 中川 正春 様

全日本教職員組合 中央執行委員長 北村 佳久  
同 幼稚園部長 岩瀬 容子

## 幼稚園教育の充実と教職員の定数・待遇改善等に関する要請書(案)

私たち幼稚園教諭は、子どもたちや保護者・地域の願いを受けとめながら、子どもたちに豊かな幼稚園教育を保障するため、日々奮闘しています。

3月の東日本大震災・福島第1原子力発電所事故により、幼稚園も甚大な被害を受けました。直接被害を受けなかった地域でも、経済不況の中でいっそう深刻になった貧困・格差の拡大が、子育て環境にも深刻な影響を及ぼしています。

このような状況の中、昨年6月に公表された「子ども・子育て新システム」ではなく、公的な就学前教育・保育施設の拡充の重要さがいっそう明確になっています。国連子どもの権利委員会が日本政府に改善を求めるよう示した勧告にも、「子どもの最善の利益の第一義性が適切に反映されていないことに留意する」とありました。子どもにかかわる制度・政策の変更は、何より「子どもの最善の利益」に適うものであることが求められます。

未来の希望である子どもたちは、同時に今を生きる存在でもあります。子どもたちが、よりよい幼児教育を受け、豊かに成長・発達する権利を保障するため、幼稚園教育のいっそうの充実を望みます。

以下、要請いたします。

### 記

#### 一、「子ども・子育て新システム」に関わる要求について

1. 幼稚園教育行政を担ってきた文部科学省として、市場原理を導入する「子ども・子育て新システム」を進めるのではなく、子どもの権利条約に基づく、「子どもの最善の利益」最優先の保育・子育て政策へ転換すること。
2. 就園を希望するすべての幼児に対する幼児教育の条件整備に関わって、教育環境の充実、学級規模の改善、幼児教育の無償化を、早急に国の責任で実現すること。
3. 幼児教育に関わる保護者負担を軽減することや、子育て・家庭支援に人的配置や場所などの充実をすること。

#### 二、東日本大震災・福島第1原子力発電所事故の影響から子どもたちを守る要求について

1. 公的な就学前教育保障のために、公私立幼稚園の復旧を早急におこなうこと。また、そのための予算を国の責任で確保すること。
2. 耐震補強はもちろん、あらゆる災害に強い施設・設備の充実をおこなうこと。
3. 施設内外の除染や、線量計の配備など、放射能から子どもを守る対策を早急におこなうこと。

#### 三、幼稚園教育要領に関わる要求について

1. 幼児に、特定な意図をもった規範意識の押しつけをおこなわないこと。
2. 発達段階を踏まえた幼小の連携を進めること。
3. 「教育活動」時間の延長（預かり保育）や「地域の教育センター」（子育て支援）についての活動内容や意義の明確化にともなって、それに見合った条件整備（専用室の設置や専任職員の配置など）と

予算措置をすること。新しい時代に即応できる幼稚園の条件整備に力を入れること。

#### 四. 幼稚園教育全般にかかわる要求について

1. 「預かり保育」「延長保育」について、以下の対策を講じること。
  - ①不十分な教育条件のまま、安易に「預かり保育」「延長保育」を実施・拡大しないこと。
  - ②「預かり保育」を実施するにあたっては、幼児の発達を保障する制度を確立するために、十分な教職員配置や施設設備など教育条件の整備を図ること。
  - ③「預かり保育」「延長保育」を実施している幼稚園の子どもの現状、教職員や、保護者の声等、実地調査をおこない、条件整備に努めること。
2. 「教育特区」などの問題について、以下の諸点を明らかにすること。
  - ①学校教育法第23条の立場に立った対応をおこなうこと。
  - ②新たな予算措置をおこなわないまま、現行の学校教育法26条に反する2歳児入園については再検討すること。
  - ③幼稚園教育への株式会社参入を認めないこと。
3. 幼稚園設置基準について抜本的な改善を図るとともに、公立幼稚園教職員定数法を制定すること。
  - ①学級編成基準については、1学級の幼児定数を3歳児15名、4・5歳児20名とすること。当面、3歳児20名、4・5歳児30名とすること。
  - ②教員配置について
    - 1) 定数については、必ず正規の教員で、1学級当たり1.5人の教員を配置すること。
    - 2) 障害児受け入れ園については、幼児の健やかな発達を保障するために、障害の実態に応じた教員・アドバイザーの配置や研修の充実を図ること。
    - 3) 養護教諭、事務職員、用務主事は各園に1名配置すること。また、給食実施園については、栄養士1名、給食調理員1名以上配置すること。
4. 教員採用にあたっては、教育職として採用すること。また、現在、行政職で採用されている教員については、教育職に改めるよう関係機関を指導すること。
5. 臨時教員（講師）としての採用を、緊急・臨時の場合に限定し、現在臨時教員として勤務する教員の正規採用を早急におこなうこと。
6. 私立幼稚園に対する助成を増やし、経験者が長く勤務できるような財政援助や、教職員の勤務条件を改善するための特別な助成措置を実施すること。
7. 現在開園しているこども園について、以下の対策をおこなうこと。
  - ①食の安心・安全を保障するための対策を講じること。
  - ②幼児教育の質を保障するため、長時間児・短時間児の混在、また施設の大規模化によって生じる子どもたちの発達保障の弊害についての改善をおこなうこと。
8. 次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、経済的負担の軽減と内容の充実を図ること。
  - ①幼児教育の無償化を早期に実現すること。当面、保護者負担の軽減のため、私立幼稚園の幼稚園就園奨励費や公立幼稚園の保育料減免制度の減免単価を見直すこと。
  - ②私立幼稚園に対する助成を大幅に増やすこと。
  - ③保育料・入園料の値上げをしないよう、適切な行政指導をおこなうこと。
  - ④公立幼稚園を存続・充実し、3歳児就園を全国で実施すること。
  - ⑤幼稚園の廃園、民営化、統廃合などについては、保護者・住民・教職員と十分話し合うよう、関係機関に指導すること。
9. 子育て支援の機能が果たせるよう、専用室や専任職員の配置などのための予算措置をすること。